マスコットキャラクター(ぼっくりん)使用取扱要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、高砂市のマスコットキャラクター「ぼっくりん」(以下「ぼっくりん」という)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の決定)

第2条　高砂市とぼっくりんに関係する団体は合意書により管理者を決定する。

(使用承認申請)

第３条　ぼっくりんを使用するものは、あらかじめ管理者に対し使用申請書(様式1号)に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

　　ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつデザイン等を変更、改変することなく使用する場合はこの限りではない。

(１)　市の機関、観光協会、物産協会、商工会議所、青年会議所が使用するとき。

(２)　市内の学校が教育の目的で使用するとき。

(３)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

２．前項の承認は、ぼっくりん使用(変更)承認書(様式２号)をもって行う。

３．管理者は、第１項の条件に際し、必要な条件を付すことができる。

(ぼっくりんの使用承認基準)

第４条　ぼっくりんは、その使用目的が高砂市のPR及びイメージアップにつながる場合に限り、これを承認することができるものとする。

　ただし、次に揚げる各事項のいずれかに該当する場合は、使用不許可通知書(様式第3号)により使用の許可をしない。

(１)　高砂市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(２)　ぼっくりんの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(３)　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(４)　特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または支援していると誤解を与え、もしくは与えるおそれがあると認められるとき。

(５)　その他管理者が不適当と認めるとき。

(使用料)

第５条　使用料及びロイヤリティーは、原則無料とする。

(使用上の厳守事項)

第６条　ぼっくりんを使用するものは、次の各号に揚げる事項を厳守しなければならない。

　(１)　承認された用途のみに使用すること。

　(２)　ぼっくりんのデザイン(色、形等)を改変しないこと。

　(３)　管理者が当該使用に係る物件の完成見本の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は写真をもって代えることができる。

　(４)　着ぐるみを使用する場合は別冊の「着ぐるみの使用についての規定」により使用すること。

　(５)　その他、管理者が特に付した条件に従い使用すること。

(承認内容の変更)

第７条　ぼっくりんの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ぼっくりん使用変更申請書」（様式第４号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　　前項の承認は、「ぼっくりん使用（変更）承認書」（様式第２号）をもって行うものとする。

３　変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（デザインの改変）

第８条　ぼっくりんを使用する者が、ぼっくりんのデザイン（色、形など）を改変しようとするときは、あらかじめ「デザイン改変承認申請書」（様式第　５号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　　前項の承認は、「デザイン改変承認書」（様式第６号）をもって行うものとする。

３　管理者は、第１項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用承認の取消)

第９条　管理者は、ぼっくりんの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ぼっくりんの使用承認を取り消すことができる。

２　前項の承認の取り消しは、「ぼっくりん使用承認取消書」（様式第７号）をもって行うものとする。

　（責任の制限）

第１０条　前条の規定により、ぼっくりんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

２　管理者はぼっくりんの使用承認を受けた者が、ぼっくりんの使用によって、被害を受けたとき、または、第三者に対して損害または損失を与えた場合その責任を一切負わない。

　（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、ぼっくりんの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

２　この規程に係る事務は、管理者が所管する。

　附　　則

この要綱は、平成２５年　3月　3日から施行する。